

広島県立

もんじょかん

文書館だより

HIROSHIMA PREFECTURAL ARCHIVES NEWS

NO.22

2003.7



明治十九年広島区大手町堤防改修計画の絵図面

左の図面は広島県第一部議事課の属（庶務担当の事務吏員）村尾貞治が綴った明治十九年（八八）第九回通常県会議案説明付録（県議会议書）S〇三一九三―に添えられていた（左上図）。村尾は議案の説明資料を綴りの内部に差し込み、議案書には鉛筆や朱字で根拠や修正結果を書き込んでいた。当時の議事日誌をみると図面などは議員に回覧されていたようです。

さて、左図は広島区（のち広島市）大手町堤防改修の計画平面図です。中央着色部の宅地を囲むように工事セクションの号

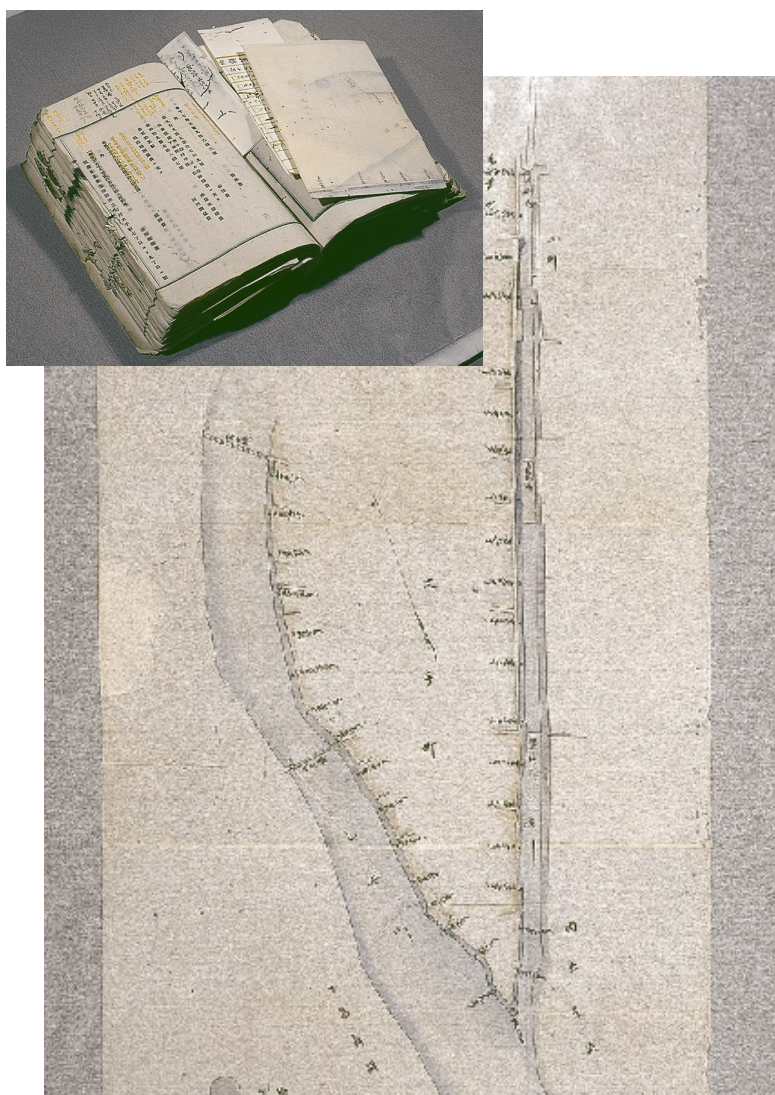
数（図中第一、二九号、上二、八号）が書き込まれています。

明治十九年の議事日誌を見ると「二昨年（明治十七年）ノ大潮ニハ広島ハ一面ノ大海トナリシ」状態で、明治十九年も高潮被害は数度に及び住民が鎮台兵や県庁に助けを求めました。その後県は宅地を囲む堤防を安価な人造石で強固にし、高潮を防ぐ工事費約二万円を予算計上しました。しかし、「広島区ノミニ偏頗」となる等の反対理由が郡部議員から出され原案は否決されました。結局堤防改修は日清戦争後まで延期されることになります。明治十七年九月着工の宇品築港も築港とともに新開地の堤防改修が中心で、利益を得る広島区に対して負担の不公平感の強い郡部が反対しました。明治二十一年以降、区部会（市部会）・郡部会が経費負担を区分し、県会とは別に審議する仕組み（三部制）が始まり、両者の対立が緩和されます。それ以降、議案書や議事日誌、決議録は三部ずつ作成され、その多くが現存しています。

図下の国泰寺開は現在の千田町辺り、堀川は西塔川のことで、一部は現在の鯉城通りにあたります。図上の小町から西塔橋・真孤橋・鷹野橋が架かっています。この運河が西塔川線という電車軌道敷となるのは大正元年（一九一三）で、各橋が電停名となりました。

なお、県議会议書八五〇点は、高田地方事務所（現吉田町）に疎開され被爆を逃れたものと戦後収集されたものからなっています。

（数野 文明）



【寄稿】

明治初年の「広島県裁判所」について

広島修道大学法学部教授 加藤 高

一

われわれ現代人の目から見ると、明治初年代——といっても、ここでは少なくとも明治四年（一八七二）七月の廃藩置県以後を指しているが——の頃の政治や司法の状況は、多分に想像の域を超えていることが多い。筆者がこれまで調査してきた明治初年代の民事裁判の実状も現在のそれとはかなりかけ離れた一例に属しているようである。なにしろ明治初年代は、王政復古の宣言以来、諸事物の新旧交替が早急かつ大胆に行われていたからで、これは、いう迄もなく当時の欧米諸列強の外圧による開国に際して結ばれた、いわゆる不平等条約の早期改正を目指した泰西主義の採用の結果である。しかしそうはいっても、諸事万端があたかも秀吉の一夜城のように簡単に、そして一挙に変革できるものではなかった。それは、明治新政府が王政復古、つまり天皇親政を旗印にした関係上、古代の律令体制を志向する復古思想に根付いた制度改革を、欧米の新思想に基づく制度の採用・導入と入り交ぜにしながら、わが国諸制度の近代化を推し進めていったからである。

二

明治初年の新旧が混合したような制度の一例として、明治四年十一月二十七日の県治条例を挙げよう（それより少し前に全国は三府七二県となった）。県治条例はわが国最初の全国統一的な地方制度であった。当時の県治事務機構は四課（庶務・聴訟・租税・出納）から成るが、行政事務の中に「聴訟」という民事の裁判事務等を扱う課が含まれていたことに特色がある。いわば行政権と司法権とが混同していたわけで、今でいえば、県知事が当然に民事の裁判長でもあったということになる。

三

実は県治条例が制定された当時、全国府県には今のような裁判所はなかった。わが国で裁判所が本格的に設置されるのは、明治五年（一八七三）八月の司法職務定制（司法省職制並事務章程）の制定をまたねばならなかった。しかもそれとて、国の財源不足のため、明治五、六年当時設置された府県裁判所の数は僅少で、東京・大阪・京都の三府と、関東・関西周辺ほかの若干の諸県に裁判所が置かれて

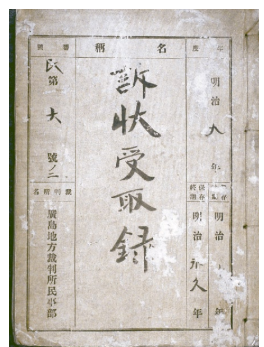
いたに過ぎなかった。このような裁判所の設置状況は、その後明治八年四月、大審院（現在の最高裁判所の前身に当たる）以下上級裁判所（後の控訴院、現在の高等裁判所の前身）等の設置が定められてから以後もしばらく続いた。

四

では、当時の中国地方諸県はどうかといえ、やはり当時の全国多数の諸県と同じく裁判所はなく、たとえば広島県でも県治事務の中に、前述した「聴訟課」という民事・刑事の裁判事務（当時は他に警察・行刑事務を含んだ）を取扱う課が設けられており、そこに配属された県職員が県内外からの民事事件を受け付け、おそらく県庁内に設けられていたであろう法廷などで裁判事務を処理していたと思われる。

五

ところで、明治初年代の新旧制度の改廃は目まぐるしいほどの早さであった。明治政府の中核でも、三権分立思想に基づき、これまでの行政と司法の混淆を是正するために、司法省から大審院以下諸裁判所を区分させるなど司法制度の整備に努め、明治八年十一月には県治条例を廃止して新しく「府県職制事務章程」を制定した。これにより、県治組織から「聴訟課」という課名が消滅することになった。しかし、問題は政府の財政難等の諸事情から、全国諸県の裁判事務を引継ぐべき裁判所及び裁判官が一挙に設置・配

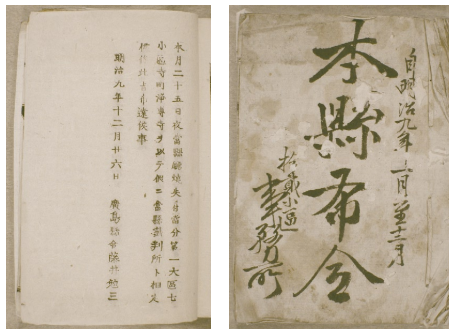
明治9年「訴状受取録」
（広島地方裁判所蔵）

備されなかったことである。しかも、全国裁判所未設の県では、相変わらず民事事件等が増加の一途をたどる一方で（例えば広島県でも明治八年の二六一五件が、同九年には三八〇五件と増加している〔広島地方裁判所蔵「明治八、九年訴状受取録」〕、明治八年十一月の県治条例廃止後も、国より裁判事務は従来通り県で取扱う旨を命じられたことから、以後は兼任判事を任命された県令以下の県首脳は、元聴訟課の兼任判事補を含む職員とともに繁忙を極めることになった。

六

このように、明治八年末から明治九年は、広島県でも聴訟課という裁判事務を担当する課が廃止されたにもかかわらず、事実上、県令以下、元聴訟課職員が民事裁判事務を取扱わざるを得なかったが、せめて訴訟当事者の呼出し、裁判言渡しなどの際に「裁判所」の名乗りを使いたいという、明治九年三月五日付けの県から司法省への伺いに對し、司法省は同月十九日、「某県裁判所」という公称使用を指令の形で許可している（司

法省日誌(明治九年第三十三号)。当時、正式の裁判所名は府や県を用いない裁判所名——たとえば東京裁判所・山口裁判所など——であったことから、広島県裁判所という裁判所名の場合、実体は広島県職員が裁判事務を取扱っていたことになる。国が設置した裁判所と、裁判所なき県に認められた某県裁判所の併存状況は、明治九年九月十三日、府県裁判所の地方裁判所改置により、制度的には終わった。しかし、広島・山口両県を裁判管轄とする広島裁判所(広島地方裁判所とは呼ばなかった)の開庁は、当時の山口県内の政治事情(萩の乱など)の影響もあってか、翌十年六月まで待たねばならなかった。その間の広島県裁判所の存在は、広島県布達を通して垣間見ることができる。それは、たとえば明治九年十二月二十六日付けの号外である。次にそれを全文引用する。



「本県布令」(山野村役場文書)表紙(右)と、広島県裁判所の移転に関する布達(左)

本月二十五日夜当県庁焼失ニ付、当分第一大区七小区寺町浄専寺ヲ以テ仮ニ当県裁判所ト相定候条、此旨布達候事

明治九年十二月廿六日

広島県令藤井勉三

(県立文書館寄託・山野村役場文書
「自明治九年一月至十二月 本県布令 拾式小区事務所」)

以上のように、明治四年七月の廃藩置県による広島県成立から同十年代にかけては、裁判所制度の創設当初の短い期間ではあるが、行政と司法の混淆現象が見られた。広島地方裁判所には現に当時の民事裁判記録など貴重な簿冊が眠っており、筆者らは明治前半期の民事裁判の実状を明らかにすべく、現在も裁判記録簿等の調査を続けている(二〇〇一年度以降現在まで、文部科学省の研究助成金〔研究代表・広島大学法学部名誉教授紺谷浩司〕を得て調査を行っている)。

〔付記〕・明治初年の広島県裁判所については、拙稿「明治前期・司法官任用制の一断面―明治十年・広島裁判所の場合―」(『修道法学』第二三巻第二号、平成十二年二月)参照

行政文書古文書保存管理講習会の開催

昨年度の行政文書・古文書保存管理講習会は、広文協との共催で平成十四年

十一月二十八日に情報プラザ二階研修室で開かれ、県内市町村から約八〇名が参加しました。今回は、例年と日程を変え、午前中に行政文書・古文書の各分科会を行い、午後から講演会を開きました。

分科会では、それぞれ次のような報告が行われました。

〔行政文書分科会〕

本郷町における文書管理

―文書分類のあり方を中心に―

本郷町総務課 中川武則

中山由佳

〔古文書分科会〕

町史編さん終了後の資料整理について

戸河内町史編さん室 佐々木正孝

町史編さんと文書館設立に

についての現状と課題

加計町史編さん室 加藤克巳

午後の講演会では、「市町村合併と文書保存」と題して、熊本県本渡市(ほんど)から安田公寛市長と同市教育委員会の平田豊弘文化財係長をお招きし、市町村合併に向けた本渡市での取り組みについて紹介していただきました。

本渡市では、平成十四年四月、九州の普通自治体としては初となる公文書館施設「本渡市立天草アーカイブズ」を開館させました。同館は、安田市長の就任により始まった情報公開制度への取り組みの中から生まれたもので、文書管理の改善が図られてからわずか一年半で設置された例として、全国的にも注目されています。



紹介を受ける本渡市の安田市長(左)と平田係長(右)

る施設です。

当日の講演では、本渡市で天草アーカイブズの実現に至った経緯と、その間において、文書館(アーカイブズ)理念を普及するために行った様々な試みについてお話しいただきました。

講習会終了後のアンケート調査でも、文書保存の重要性を改めて認識させられたといったものや、現場での意欲的な取り組みについて大変参考になったといった感想が多く寄せられました。広文協では、こうした反響を踏まえ、講演会の内容をまとめた講演録を作成し、県内各市町村に配付しました。また、合併協議会の場などにおいても、機にに応じて本渡市の取り組みを紹介し、合併に伴う文書廃棄がなされないよう、働きかけを行っています。

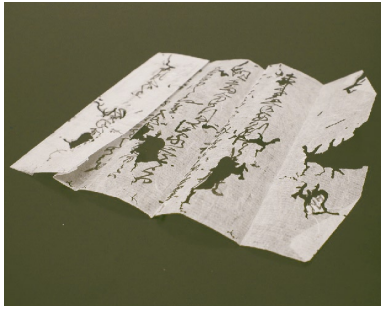
文書館の仕事⑥

古文書類を汚損・劣化から守る

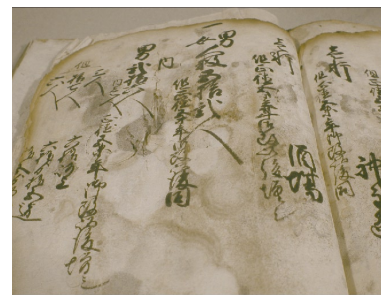
文書館が受け入れる古文書類には、傷んでいるものがしばしば見られます。

虫に食われて穴だらけになった古文書、カビの生えた古い帳簿、ネズミに齧られ尿や糞で汚れた冊子などに出くわすことは、古文書を整理する者にとって珍しいことではありません。

傷んだ原因の多くは、生物によるものです。古文書を食べる虫としてよく知られているのは紙魚です。これは紙の表面を舐めるように齧ることが知られています。銀色のすばしっこい虫で、普通の家庭内でも多く見かけられます。一方、古文書の虫食いとしてポピュラー(?)なのは和紙を穴だらけにするもので、これは紙魚ではなく、大抵はシバンムシという小さな甲虫の幼虫による食害です。



虫に食われた古文書。このようになると全部を開いて見ることは難しい。



カビの生えた古文書。火災に遭い消火で水に濡れたものらしい。

カビは古文書だけでなく、条件があればどこにでも発生するものです。古文書全体がカビに覆われているのは、雨漏りなどで濡れたためと考えられます。

さて、文書館が古文書類を受け入れる保存するのは、直接何かの役に立てるためというよりも、むしろ古文書を人類共通の記録遺産として後世に伝えていくためです。このため、傷んだ古文書をどうするか、古文書を傷めないためにはどうすべきかを考えることは、文書館にとって大きな課題となっています。この課題に対応する文書館の業務が、補修と虫菌害の防止です(文書館に限らず美術館や博物館でも同様です)。

補修は、傷んだ古文書に手を加えることでこれを甦らせ、永続的な利用と保存に耐えられるようにすることです。ただしこれには原則があります。ひとつは、むやみに補修をしないことです。これは、古文書類はできるだけもとの姿かたちで保存していくのが望ましいという考えに

基づいています。少々虫食いの穴があっても、保存と利用に支障がなければ安易に補修はしないというのが基本的な立場です。もうひとつは、至極当然のことですが、素人が思いつきで手を出したりしないことです。古文書類の補修は専門的な修行と経験が必要な高度な技です。我々文書館の職員といえども補修については素人であることに変わりはありません。素人が手をかける場合でも、専門家による十分な指導のもとに範囲を限って行うことが鉄則なのです。

虫菌害の防止のために普通に行われてきたのは、ガスによる殺虫と殺菌です。文書館の書庫は温度湿度が適度に保たれているため、虫の卵やカビ類が古文書についていた場合、書庫に入れたあとで被害が拡大することさえあります。このため、文書館では専用の燻蒸庫を備え付け、外部から受け入れた古文書を書庫に収める前に燻蒸を行ってきました。このとき使われる薬剤は臭化メチルですが、これはオゾン層破壊物質に指定され、平成十七年には全廃されることになっています。もちろん当館も例外ではありません(ただし、この薬剤が使用されていた目的の大部分は土壤燻蒸と検疫用で、文化財に用いられたのはごくわずかです)。

現在、臭化メチルに代わるいくつかの薬剤が文化財燻蒸用として各地で使われ始めていますが、今後、虫菌害を防止



県立文書館の燻蒸施設。臭化メチル用に設計されているため、このままでは他の薬剤に対応できない。

していくためには、書庫に入れる前に一度燻蒸して終わりという大雑把なやり方ではなく、きめの細かい(ある意味手間のかかる)方法で古文書をケアしていくが必要になってきます。

古文書類に被害を与える生物といった場合、虫やカビとは別格扱いで問題とすべきは、実は「人間」であるかもしれません。意識的か無意識的にかかわらず、われわれ人間は古文書汚損という所業を重ねてきました。古文書そのものに直に万年筆で文字を書き込む、ゴム印を押す、糊付き付箋を貼る、古文書をホッチキスで綴じる、セロハンテープで貼り付ける、厚い冊子を無理やりガラス面に押し付けてコピーをとる、唾をつけた指でめくる、等々、劣化と汚損の原因はさまざまです。虫やカビと違って、これに対しては教育と啓発を繰り返すことこそが唯一の方法です。これもまた文書館が果たすべき古文書保存業務の重要な一環なのです。

(長沢 洋)

中間書庫を設置しました

今年四月四日、広島県立文書館に中間書庫が設置されました（写真1）。昨年十月末、広島市南区出汐町の広島開発事務所（元広島県地方公務員研修所）が廃止となり、その跡の一部が文書館中間書庫となりました。車で本庁から十分、文書館から五分の好立地にあります。

古い鉄筋コンクリート三階建ての建物部分のうち一、二階部分が中間書庫です（写真2）。当面一階部分を使用し、文書量の増大に応じて順次二階まで活用します。内部は真新しい書架が置かれ、いつでも行政文書を搬入できる状態にあります（写真3）。

中間書庫は中間保管庫ともいいます（欧米ではレコードセンター）。大量に発生する現用の文書は、作成後活用されなくなると、このレコードセンターに運ば



（写真1）県立文書館中間書庫の設置



（写真2）元広島県地方公務員研修所

れ、時間をかけて選別されます。

これまでの選別作業は、本庁書庫で二、三月の年度末に二週間程度かけて行い、一万数千冊にのぼる保存年限が満了した文書の七、八%程度を選別していました。今後は全体の三〇%程度まで保存可能となり、選別する文書の選択範囲が広がることになります。

中間書庫が設置されたことにより、空間的・時間的な制約が大幅に解消されることになりました。文書館の行政文書庫が飽和状態に近づいていただけに今回のスペース確保はうれしいニュースです。

文書館に引渡された文書は、時間をかけて再選別を行います。再選別によって徐々に減量化を図りながら、完結後三十年を経過した時点で、最終的にアーカイブズ（歴史資料）として保存するものを選定するのです。

懸案であった中間書庫が実現しまし



（写真3）中間書庫内部

た。中間書庫の設置は、行政文書の適正な選別と保存のための大切な一歩です。

【収蔵文書の紹介】

佐伯郡の大地主八田家と林業

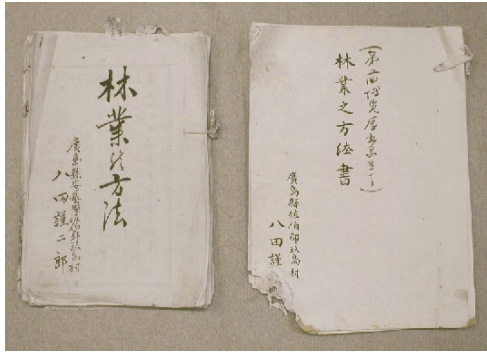
昭和六十三年に当館へ寄託されていた安芸国佐伯郡玖島村八田家文書が、このほど整理を終え、所有者との契約締結により、閲覧利用に供されることとなりました。所有者である八田信朗氏に謝意を表します。

八田家は、佐伯郡内で最大規模の地主であり、酒造業などの経営も手がける一方、地域行政の担い手として様々な役職を勤めてきた県内有数の資産家でした。明治期以前には小田姓を名乗っており、当主小田新七は佐伯郡内の割庄屋および玖島村庄屋を勤め、八田姓となった後の

明治五年（一八七二）には、佐伯郡の戸長・副戸長を勤めました。

当館に寄託された八田家文書は約七八〇〇点ありますが、このうち、新七に関するものは若干であり、大半は、新七の長男謹二郎（または謹次郎）とその後継である徳三郎に関する文書で占められています。

八田謹二郎は、嘉永六年（一八五三）に生まれ、父と同じく、明治六年（一八七三）八月に戸長に任命されていますが、同二十三年（一八九〇）十一月、第一回衆議院議員選挙で議員に選出され、二年間国政に携わりました。同三十年（一八九七）六月には、自ら発起して設立した佐伯貯蓄銀行（同三十三年九月に八田貯蓄銀行と改称）の初代頭取となっています。また、八田徳三郎は、山口県の富豪安部家の分家に生まれました。謹二郎には男児がなく、長女ロクの夫として婿養子縁組を行った徳三郎が、明治三十七年（一九〇四）に八田家当主となりました。徳三郎は、八田貯蓄銀行の頭取となったほか、金融関係や運輸関係あるいは採炭・鉱業関係の様々な会社の社長や取締役を勤め、また、貴族院議員も二期勤めました。さて、明治期以降の八田家は、酒造業や醤油醸造業、株式投資などを積極的に進め、明治三十七年（一九〇四）には、県内第二位の多額納税者となっていますが、基本となる家業は地主経営であり、八田家は、膨大な山林を所有する山林地主で



(写真1)「林業之方法書」(右)と「林業の方法」(左)

した。そこで次に、八田家と山林経営の関わりについて見てみることにしよう。

八田家文書には、謹二郎が作成した「林業之方法書」および「林業の方法」という史料があります(写真1)。「林業之方法書」は、明治三十六年(一九〇三)に大阪市で開かれた第五回内国勸業博覧会に謹二郎が出品し、第一等を授与された作品であり、八田家における山林経営の経験をもとに、造林の方法や森林の手入れ法、森林の保護・伐採のあり方について述べたものです。各地方の山林地主などからこの書を求める声が多かったため、謹二郎はこれを『林業の方法』として刊行することになりましたが(八田家文書の「林業の方法」はその草稿)、これらは、八田家の山林経営のあり方を簡潔に知ることができる好個の史料でもあります。

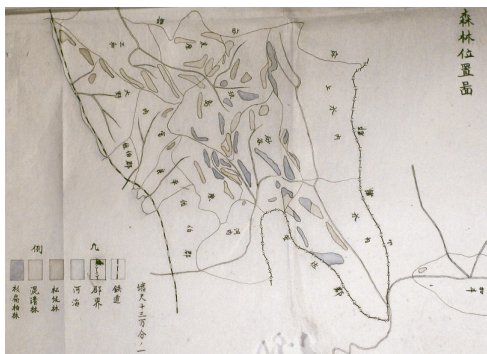
それによると、八田家にとって「森林事業ハ我家憲中第一ノ事項」であり、謹二郎の四代前にあたる和二郎の発意によって始められたようです。当時、森林所有者の多くは、木材の伐採による直接的な利益のみを追求し、森林の繁殖に意を注ぐ者が少なかったため、和二郎は有用な樹木を植栽して人工的に造林することを考え、元文四年(一七五五)に、屋敷の後背地に扁柏(檜)を植栽し、さらに寛保期(一七四一―一七四四)には松を植栽したといえます。和二郎は「枯損木及被害木ノ外ハ伐採セス、一意森林ノ繁殖ヲ図ルコト」を遺言とし、子の新七(謹二郎の曾祖父)に受け継がれました。

謹二郎の祖父新七さらに父新七の代においても、同家の山林経営の方針は維持されました。とくに天保九年(一八三八)に家名を相続した父新七は、各地の山林を買収するとともに、材木の繁殖に努め、杉・扁柏の大団地を造成しました。また、明治十五年(一八八二)には、農商務省山林局が開催した山林共進会において、森林樹木の栽培方法と沿革を記述したものを出品し、受賞しています。父新七の代に買収した山林は二二〇町歩に及び、植栽した杉・扁柏は七〇万本に達しました。新七は明治二十二年(一八八九)に病に倒れましたが、謹二郎を病床に招き、植林を家憲とすべきことを遺言したといえます。

謹二郎が「林業之方法書」を出品し

た時点において、八田家の所有山林は佐伯郡と山県郡の二郡一二ヶ町村にまたがり、山林の土地台帳面積は一六四八町九畝歩に達していました。ただし、これはあくまで土地台帳に記載された面積であり、実際の所有山林の面積はこの数倍に達すると、同書では述べています(写真2参照)。

当初は国有林の整理と経営に集中していた明治政府の林政も、博覧会や共進会の開催を通じて、次第に民間レベルの林業を奨励していくようになり、明治三十年代には、民間林業も活発化してきました。謹二郎が「林業之方法書」を出品した第五回内国勸業博覧会は、急速に勃興してきた林業熱がちょうどピークを迎えた時で、初めて林業が博覧会で独立部となった時でもありました。この時は一万一四〇〇余点が出品され、林業館



(写真2)「林業之方法書」所収の八田家所有山林図(佐伯郡)

に収容し切れず、別館を設置するほどの盛況ぶりでした。謹二郎も同書の中で、「我県下ニ於テモ近來一般山林所有者、森林繁殖ニ意ヲ注ギ、殊ニ杉・扁柏樹ノ栽培ヲナスモノ日ニ加ハル状況トナリ、我家素志ノ幾分ヲ貫徹シ得タルハ欣喜ニ堪ヘサル所ナリ」と記しており、広島県でも民間林業が盛んになりつつある状況を歓迎したのです。(西向 宏介)

平成十四年度に収集した古文書

林晃一資料(寄贈)

林晃一が、明治末から大正にかけてハワイ・マウイ島プウネに移住していた頃の写真など一九点。同人は山口県美祿郡伊佐村で生まれ、父親に呼び寄せられて渡航、砂糖糖きび会社の組合で働いた。(請求番号二〇〇二〇一)

神野家文書(寄託)

神野家(帯屋)は福山城下胡町の御用達商人。利右衛門は文化元年(一八〇四)創設の福山藩義倉に出資し、また利右衛門ほか同家の歴代は俳人・歌人としても著名であった。文芸関係や義倉の案内パンフレットなど三五一一点。(請求番号二〇〇二〇二)

高山等資料(寄贈)

高山等氏が、被爆体験記録『被爆四十周年 賀茂大地の声』(昭和六十一

年刊、東広島郷土史研究会」を編集するに当たって収集した被爆者カルテの複製二二八点。寄贈者の希望により当面利用不可。
(請求番号二〇〇二〇三)

清丸家文書 (寄贈)

高田郡八千代町土師の清丸家で保存されていた「芸備村高書上帳」一点。江戸時代中期以降のものと思われる。
(請求番号二〇〇二〇四)

佐々部和子所蔵資料 (寄贈)

「塵劫記」(算術書) 一点。奥付に「広島書林 はりまや町井筒屋忠八郎」とあり、広島で出版されたものと思われる。
(請求番号二〇〇二〇五)

榎本家文書 (寄贈)

元陸軍少将榎本武臣(一八八〇～一九四八)が授与された叙位叙勲状など三六点。榎本武臣は陸軍工兵として日露戦争・シベリア出兵などに従軍した。
(請求番号二〇〇二〇六)

村井福二郎資料 (寄贈)

村井福二郎は、大正十一年(一九三二)から翌年にかけて住友銀行広島支店支配人代理として勤務した。写真撮影が趣味で、広島市内や近郊などを撮影した写真を残している。寄贈されたのはその写真アルバム一点。
(請求番号二〇〇二〇七)

米田家文書 (寄贈)

三谿郡矢井村(現双三郡吉舎町)出身の米田武八郎は、副戸長、郡役所書記を経て明治十七年(一八八四)に県会議員に初当選、以後二十年間にわたってその職にあるとともに、吉舎村会初代議長なども勤め、同三十七年には衆院議員に当選している。文書は矢井村の社倉・年貢関係、小区関係一〇七四点。
(請求番号二〇〇二〇八)

正興寺文書 (寄贈)

正興寺は、三谿郡矢野地村(現双三郡吉舎町)にある臨済宗妙心寺派の寺院。文書は棟八点で、いずれも書簡や証文などの下張りが確認できる。
(請求番号二〇〇二〇九)

竹腰家文書 (寄託)

竹腰家は紀州時代から浅野家に仕えた広島藩士。最高禄高は四〇〇石。文書は歴代藩主から下された知行判物や、武家諸法度・系図など三〇点。
(請求番号二〇〇二一〇)



大正11年11月 広島元安橋より産業奨励館を望む

このほか、郷田守人氏収集文書一点(請求番号九四一三)、中垣家文書一点(九七〇六)が追加寄贈された。

文書館のホームページを開設しました

広島県立文書館の新しいホームページを、平成十五年三月十四日に開設しました。

このホームページでは、一般に馴染みの薄い「文書館」という施設について、少しでもよく知っていただけるよう、さまざまなメニューを用意しています。

まず、当館の概要を紹介するページとして、「文書館って何?」・「文書館の仕事」・「施設の紹介」・「収蔵資料の紹介」を作りました。

また、当館で発行している刊行物を紹介する「文書館の刊行物」、古文書解読入門講座や展示・講演会などの案内をする「行事のお知らせ」、当館収蔵資料の詳細を紹介するページなども用意しています。

このほか、インターネット講座やその他諸情報を提供するページなども、今後充実させていく予定です。

当館ホームページのアドレスは、
<http://www.pref.hiroshima.jp/sounbu/bunsho/mojikan/index.htm>です。また、広島県ホームページの「リンク集」からもアクセスすることができます。是非御覧ください。

広文協から

広文協(広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会)では、昨年度、次のような研修会を開催しました。

第二回(二月七日)

テーマ 「現代資料の整理について」
— 広島平和記念資料館における河本一郎氏資料ほかの整理をめぐって —
講師 濱本康敬氏(広島平和記念資料館学芸担当)

会場 広島平和記念資料館(広島市中区)

参加者 13名

第三回(三月二十日)

テーマ 「歴史的記録資料の情報取り扱いの基礎—標準化と文書群概要をめぐって—」
講師 長沢 洋氏(県立文書館)

会場 県立文書館研修室

参加者 14名

また、去る六月十六日に平成十五年度の総会が開催され、県内の市長村長あてに、市町村合併に伴う行政文書保存に関する要請文を送付することが採択されました。



初期の紙屋町電車停留所（原田家文書）

ひろしま文化施設ジョイント事業 「路面電車が語るヒロシマ」の御案内

財団法人広島市文化財団主催の「ひろしま文化施設ジョイント事業」が開始されて、今年で三年目になります。当館では、今年度も昨年度に引き続き、広島平和記念資料館とのジョイント事業を開催します。

今回は、統一テーマを設け、「路面電車が語るヒロシマ」と題して両館で展示とイベントを実施します。

展示では、当館の企画展として、「写真と資料で見る創業・被爆・復興」を開催します。広島に路面電車が走り始めた創業期の風景や被爆時の惨状、復興への動きを、写真パネルや収蔵資料

等で紹介します。広島平和記念資料館の企画展では、「市民が描いたあの日の記憶」と題し、同館が多数収蔵している市民が描いた被爆電車の絵を展示します。

また、イベントとして、「被爆電車めぐるヒロシマ」歴史と平和を親子で学ぼう」を八月二十三日（土）に開催します。四年生以上の小学生とその保護者が対象で、両館の展示見学や、被爆電車に乗って被爆体験証言を聴きながら市内を巡る催しを予定しています。

企画展 路面電車が語るヒロシマ

—写真と資料で見る創業・被爆・復興—

期間 平成15年8月4日（月）～9月27日（土）

場所 広島県立文書館展示室

—市民が描いたあの日の記憶—

期間 平成15年8月8日（金）～平成16年7月末

場所 広島平和記念資料館展示室（3）

連携事業イベント 被爆電車めぐるヒロシマ —歴史と平和を親子で学ぼう—

期日 平成15年8月23日（土）9：00～12：00

対象 4年生以上の小学生とその保護者（定員25組50名）

問い合わせ 広島平和記念資料館学芸担当（082-241-4004）

※応募方法など、詳しい内容は「ひろしま市民と市政」8月1日号に掲載します。

平成十四年度の主なできごと

- 4月27日 広島女子大国際文化学科日本文化コース館内見学
- 5月1日 岡山県総務学事課職員等視察
- 5月28日 文書調査員会議
- 6月8日 古文書解読入門講座開催
- 6月14日 平成14年度広文協総会、広文協総会、「広文協通信」創刊
- 6月29日 吉備国際大学社会学部文化財修復国際協力学科館内見学
- 7月8日 文書館だより20号刊行
- 7月26日 企画展「戦中戦後の援護—戦争犠牲者への追悼と援護—」開始（～10月26日）
- 7月27日 続古文書解読入門講座開講
- 8月2日 広文協研修会（於坂町役場）
- 8月22日 行政文書搬入
- 9月12日 安田女子大学古文書学実習
- 9月21日 文書館講演会、「戦中戦後の援護—戦争犠牲者への追悼と援護—」
- 11月12日 収蔵文書の紹介「幕府諸国巡見使と賀茂郡の接待」開始
- 11月28日 行政文書・古文書保存管理講習会、広文協理事会
- 12月5日 中国国文書館職員連絡会議開催（～6日）
- 1月16日 行政情報コーナーから行政資料搬入
- 1月31日 文書館だより21号刊行
- 2月7日 広文協研修会（於広島市平和記念資料館）
- 3月13日 ホームページリニューアル
- 3月20日 広文協研修会（於文書館会議室）
- 3月31日 文書館紀要7号刊行

利用案内

■開館時間

*月～金曜日 9時～17時

*土曜日 9時～12時

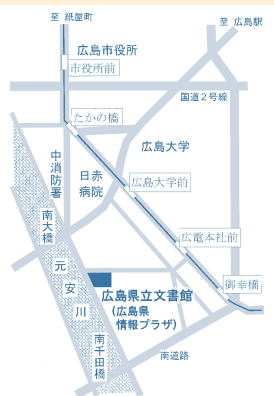
■休館日

*日曜日、国民の祝日及び休日

*年末年始（12月28日～1月4日）

■交通

*JR広島駅よりバス（広島港行き）又は路面電車（紙屋町経由宇品行き）いずれも広電本社前下車約五〇〇m、広島県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第二十二号
平成十五（二〇〇三）年七月三十一日発行
編集発行 広島県立文書館
広島市中区千田町三丁目七―四七
電話 〇八二―二四五―八四四四
FAX 〇八二―二四五―四五四一
印刷 レタープレス株式会社